

2013年版『手続要覧』に関するお知らせ（2014年4月）

RI 理事 松宮 剛（2780 地区・茅ヶ崎湘南）

2013年版『手続要覧』は、2013年4月の規定審議会の結果を受けて、改定されましたが、それは、単に条文の変更に留まらず、『手続要覧』の編集方針変更を伴う大幅な改定となりました。従いまして、利用される皆様には、戸惑いや疑義も多くおありのことと思います。そこで、皆様の『手続要覧』利用の便にいささかなりとも供するため、日本34地区に対し、「本お知らせ」を発信することといたしました。

その目的は、

- ① 国内34地区が地区レベルにおいて、変更された規則や解説に関する共通の理解を持つこと
 - ② 地区内各クラブやロータリアンからの疑義や質問に地区が対応できるようにすること
 - ③ 国際ロータリー日本事務局への問い合わせの集中と過剰を緩和すること
- 以上3点です。

このお知らせに関するお問い合わせは、matsumiya419127@jcom.home.ne.jp にお願ひいたします。

【目次】

- 1：改定の概略
 - 1-1：『手続要覧』構成の概略
 - 1-2：トピックス
- 2：組織規定の改定
 - 2-1：国際ロータリー定款
 - 2-2：国際ロータリー細則
 - 2-3：標準ロータリークラブ定款
 - 2-4：推奨ロータリークラブ細則

1：改定の概略

1-1：『手続要覧』構成の概略

- ★ 全体のボリュームは20%強減少しました。
- ★ 5部構成から4部構成に変わりました。
- ★ 第1部の管理は、「組織構造」となり、ゾーンに関する項目が新たに登場し、

ロータリー組織の構成が明確に表現されています。

- ★ 第2部は、「ロータリーの使命の遂行」という新たな視点からの内容となりました。
- ★ 基本理念、賞、重点分野、ロータリー補助金などの章が新たに登場しています。ロータリーの活動を具体的に網羅する形式となりました。
- ★ 奉仕部門に関する記述は圧倒的に簡略になり、多くのリソースを紹介する構成に変わった結果、常に、リンクできることが利用者に要求されることとなりました。
- ★ 第4部と第5部の2部にすることによって遵守義務規定とその他に分けられていた内容が第4部に一括纏められました。

【2013年版手続要覧の構成】は、極めて理にかなった、現実のロータリー活動を反映した編集がなされていると考えられます。

1-1-A：第1部 組織構造

組織構造の全般が語られています。それは、「ロータリークラブ」、「地区」、「ゾーン」、「国際ロータリー」、「ロータリー財団」です。

特に「ゾーン」という章では、以前の手続要覧において「ほかの国際的会合」でしか語られていなかったロータリー研究会がまとまり良く記載されているだけでなく、RI戦略計画の推進役である「ゾーンコーディネーター」が確立された立場として新たに記載されています。ロータリーをより理解し易くした編集であることは明白です。

「国際ロータリー」の章でも、RIBIに関する記述、ロータリー賛歌の紹介、など日頃の疑問に答えてくれる内容です。「ロータリーの席次」は、2014年1月の理事会で変更になりましたので、「1月の理事会決定」をご覧ください。2013年版の本『手続要覧』の「ロータリーの席次」は理事会決定前の古い情報です。

- ※ 2014年1月の理事会は、地区に「職業奉仕委員会」を必須の委員会として義務付けることを決定しています。
- ※ 第2章 地区 25 ページ「パストガバナー」に記載されている「パストガバナー審議会」は、従来通り「諮問委員会」に訂正してください。
- ※ 第4章 国際ロータリー 46 ページ「選挙違反に対する」は誤植です。英文で記載されている「Procedures for Election Violations」通り、「選挙違反に対する手続き」としてください。

1-1-B：第2部 ロータリーの使命と遂行

第2部のまとめ方は2013年版手続要覧の最も特質的な部分です。第6章ではロータリーの基本理念を扱っています。四つのテスト、ロータリーの目的、国際ロータリーの使命、ロータリー財団の使命、そして中核的価値観が記載されています。ただし解説やロータリーとしての意味付けなどはありません。今後のRIの対応に期待することとしましょう。

第7章の奉仕部門の記述は簡略を極めています。ダウンロードされている『手続要覧』のPDF版からリソースにリンクして確認する必要があります。

「ロータリーの行動規範」は、2014年1月の理事会決定で8項目から5項目に縮小され、かつより平易になっています。これも2014年1月の理事会決定をご参照ください。2013年版『手続要覧』掲載のものは、やはり理事会決定前の古いものです。

社会奉仕部門で「決議 23-34」が全文で記載されていることの功績は、渡辺好政、小沢一彦両元理事による多大な貢献に帰すべきものであることをここで皆さんと共に確認しておきたいと思います。

青少年に対するロータリーの対応は、記載だけでなく、我々ロータリアンが常に問われる責務の結果として登場したものです。

第8章 ロータリーのプログラムは、われわれ日本のロータリアンが敢えて注意深く読んだ上で理解し、実践を考えるべきテーマではないでしょうか？日本のロータリークラブの殆どが取り組んでいないプログラムも存在しています。日常の認識レベルに到達していない現状を我々も反省しなければなりません。

1-1-C：第3部 国際的会合

RI国際大会、国際協議会、規定審議会について記述されています。規定審議会に関する記述の多くのページが費やされています。詳述は割愛します。ただ、規定審議会の在り方については、検討すべき事柄が多く存在しますことを皆さんと共に確認し、より良い方向へと提案してゆくことの重要性を共有したいと思います。

2013年版の『手続要覧』利用に際しては、国際ロータリーのホームページから『2013年版手続要覧』PDF版をダウンロードし、何時でも必要なリソースにリンクできる用意が必要です。つまり、『手続要覧』自体のボリュームは減りましたが、膨大なリソースを含めて全体が成り立っている訳ですから、寧ろ相当量増えたということになります。別の言い方をすれば、冊子の『手続要覧』では概要を示し、詳細はWEB上のリソースにアクセスして確認することを前提にした編集方針であるということです。

1-2: 【トピックス】

※ 会員身分（仕事をしたことのない人）「子供の世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人」が正会員の資格者として登場しました。

主婦や主夫が入会資格者となります。

職業分類を如何にするかが疑問です。（Homemaker 家政家、配偶者？）

※ ガバナーの空席⇒副ガバナー： ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出するというもの。アクティングガバナーの任命は国際ロータリーの承認が必要であることを勘案すると、副ガバナーの事前選出は良策かもしれません。選出の是非は地区の判断に委ねるべき事柄と判断します。

※ 地区決議会の新設：クラブの選挙人によって決済される事項についての選挙人による会合。地区大会開催時期に関わらず、規定審議会を視野に入れた事項を議論するためには重要な会議の新設。

※ ガバナーの任務の追加：RI 細則 15.090.(a) ガバナーは、クラブ定款およびクラブ細則が現行の組織規定を反映したものとなっているかどうかを確認する任務がある。

※ 衛星クラブ： 仮クラブとの違いを明確に認識することが大切です。

※ 「クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動」に少なくとも 12 時間参加すること（年度の半期間において）とは？ クラブの奉仕活動以外の行事や活動に、委員会活動や同好会の活動が該当しないと判断するのは妥当でしょう。つまり、クラブ会員全体を対象とした行事や活動のどれがそれに該当するかは、クラブがその自治権の中で決すべきでしょう。またどのような内容を持って 1 時間と定めるかについてもクラブが決すべきであろうと思います。RI はそのことに関し標準を定めてはいません。

(2014年4月24日)